

議案第 27 号

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 17 日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例

目黒区介護保険条例（平成 12 年 3 月目黒区条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「28,080 円」を「22,464 円」に、「100 分の 37.5」を「100 分の 30」に改め、同条第 3 項中「35,568 円」を「26,208 円」に、「100 分の 47.5」を「100 分の 35」に改め、同条第 4 項中「50,544 円」を「48,672 円」に、「100 分の 67.5」を「100 分の 65」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第 10 条の規定は、令和 2 年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（説明） 低所得者に対する保険料の減額賦課に係る保険料率を引き下げるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
(保険料率) 第10条 (現行に同じ。) 2 前項第1号及び第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、これらの規定にかかわらず、<u>22,464円</u> (基準額に<u>100分の30</u>を乗じて得た額) とする。 3 第1項第2号の2に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>26,208円</u> (基準額に<u>100分の35</u>を乗じて得た額) とする。 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>48,672円</u> (基準額に<u>100分の65</u>を乗じて得た額) とする。	(保険料率) 第10条 (省略) 2 前項第1号及び第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、これらの規定にかかわらず、<u>28,080円</u> (基準額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額) とする。 3 第1項第2号の2に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>35,568円</u> (基準額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額) とする。 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>50,544円</u> (基準額に<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額) とする。